

## ◆奈良県環境総合計画(2016-2020) 骨子(案)

## 1. 計画の位置づけ

○本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が、積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものである。

○奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画として策定する。

## 2. 計画の期間

平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5カ年

## 3. 基本理念

本計画では、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んでよし」「訪れてよし」の奈良県の実現に向けて、奈良ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、本県独自の事業推進スキーム「奈良モデル」による施策・事業の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指し、計画の基本理念を次のように定める。

「豊かな自然と歴史との共生、

美しい景観と持続可能な暮らしの創生」

～愛着と誇りの持てる「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築・推進～

## 4. 施策体系(7本柱)

基本理念の実現に向けて、以下に掲げる施策(7本柱)により総合的かつ計画的に推進する。

- ① 景観の保全と創造
- ② 清流の保全と復活
- ③ 低炭素社会の実現
- ④ 循環型社会の構築
- ⑤ 安全な生活環境の確保
- ⑥ 生物多様性の保全
- ⑦ 人づくり・地域づくりの推進

## 5. 重点プロジェクト 「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクト

「きれいに暮らす奈良県スタイル」の具現化に向けての重点的な取組みとして、本プロジェクトを位置づけ、奈良モデル及び多様な主体の連携・協働により、以下の3つの事業を推進する。

- ① 「大和川のきれい化」推進
- ② 「奈良らしい景観づくり」推進
- ③ 「奈良モデルによるごみ減量化」推進

## 施策体系(7本柱)

## 1. 景観の保全と創造

- (1) 「なら四季彩の庭」づくり
- (2) 歴史的景観の保全と活用
- (3) 田園・里山景観の形成と活用
- (4) 都市景観の創造
- (5) 自然景観の保全と再生

## 2. 清流の保全と復活

- (1) 水質の維持・改善
- (2) 水量の確保と保水力の維持・向上
- (3) やすらぎの水辺空間の整備

## 3. 低炭素社会の実現

- (1) 温室効果ガスの排出削減
- (2) 二酸化炭素吸収源の整備
- (3) 顕在化する地球温暖化への適応

## 4. 循環型社会の構築

- (1) 廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 廃棄物の循環的利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物処理対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進

## 5. 安全な生活環境の確保

- (1) 大気環境の保全対策
- (2) 生活環境の保全対策
- (3) 環境保全の基盤的スキームの推進

## 6. 生物多様性の保全

- (1) 生物多様性の保全と再生
- (2) 生態系サービスの持続可能な利用
- (3) 生物多様性を活用した地域の活性化
- (4) 生物多様性を支える基盤づくり

## 7. 人づくり・地域づくりの推進

- (1) 環境を学ぶ機会づくり
- (2) 環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進

## 重点プロジェクト

## 「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進プロジェクト

## 1. 「大和川のきれい化」推進

全国ワースト上位ランキングにある大和川の水質を「地域の環境を映す鏡」と捉え、流域の多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺空間づくりを目指す。

- (1) 清流復活への取組促進(全国ワースト上位ランキングからの脱却)
- (2) きれいな水辺空間づくり

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
環境基準達成率	85.7%	全川(本川・支川)で環境基準値(BOD値)を達成
汚水処理人口普及率(大和川流域)	89.1%	93.0%
下水汚泥エネルギー化率	21%	38%(H31)

## 2. 「奈良らしい景観づくり」推進

本県の強みである歴史的景観などの魅力を一層高めるとともに、良好な都市景観を創出するため、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、県全体が調和のとれた「一つの庭」となるような植栽景観づくりを促進するとともに、奈良らしい魅力動線を創出するための都市・沿道景観の形成を目指す。

- (1) なら四季彩の庭づくり(奈良県植栽計画の推進)
- (2) 都市・沿道景観の形成

成果・行動指標	現況値 H26	目標値 H32
県植栽計画小庭(エリア)の整備着手数	36エリア	51エリア
世界遺産登録地域の歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km
市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12%(H31)

## 3. 「奈良モデルによるごみ減量化」推進

「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとして、資源やエネルギーを大切に「環境に配慮したライフスタイル」を促進するため、奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取組みを継続・発展させながら、さらなる「ごみ減量化」に向けて本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進する。

- (1) ごみ共同処理の促進
- (2) リデュース(排出抑制)、リユース(再生)、リサイクル(再利用)の促進
- (3) 災害廃棄物処理対策の推進
- (4) 不法投棄等対策の強化

成果・行動指標	現況値 H25	目標値 H29
一人1日あたりのごみ排出量	918 g/人・日	870 g/人・日
リサイクル率(一般廃棄物)	13.1%	25.0%

## 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施する。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努める。

# ◆施策・事業体系

## I 景観の保全と創造

- 1 「なら四季彩の産」づくり
  - (1)奈良県植栽計画の推進
- 2 歴史的景観の保全と活用
  - (1)歴史的景観の保全と活用
- 3 田園・里山景観の形成と活用
  - (1)田園・里山景観の形成
  - (2)田園・里山景観の活用
- 4 都市景観の創造
  - (1)都市・沿道景観の形成
  - (2)憩いのある緑の空間の創造
  - (3)緑を育てる仕組みづくり
  - (4)市街地内農地の活用
  - (5)住民による景観美化運動の展開
- 5 自然景観の保全と再生
  - (1)自然環境の保全
  - (2)自然環境の再生
  - (3)機能区分に応じた適切な森林の整備・保全

## II 清流の保全と復活

- 1 水質の維持・改善
  - (1)生活排水対策の推進
  - (2)大和川の水質改善
  - (3)清流吉野川の保全
  - (4)流域・地域と連携した水質保全対策の推進
  - (5)工場・事業場等の排水対策の推進
- 2 水量の確保と保水力の維持・向上
  - (1)森林の保水機能の維持・回復
  - (2)都市・農村における保水力の向上
  - (3)環境用水の導入検討・促進
  - (4)灌漑対策の推進
  - (5)ダム等の弾力的運用
- 3 やすらぎの水辺空間の整備
  - (1)川辺のまちづくり
  - (2)守水による里川づくり
  - (3)自然に配慮した河川整備
  - (4)多様な生物が見られる水辺づくり

## III 低炭素社会の実現

- 1 温室効果ガスの排出削減
  - (1)省エネ・節電等の推進
  - (2)再生可能エネルギーの活用
  - (3)フロン対策等の推進
  - (4)自動車等の移動発生源対策
- 2 二酸化炭素吸収源の整備
  - (1)健全な森林の整備
  - (2)保安林等の適正な管理と保全
  - (3)県産材需要の拡大
- 3 顕在化する地球温暖化への適応
  - (1)温暖化の影響と考えられる県内事象の調査研究
  - (2)各分野における適応策の検討促進

## IV 循環型社会の構築

- 1 廃棄物の排出抑制の促進
  - (1)「ごみゼロ生活」の推進
  - (2)技術・研究開発の促進
  - (3)事業者の自主的取り組みの促進
  - (4)ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進
- 2 廃棄物の循環的利用の促進
  - (1)リユース・リサイクルの促進
  - (2)廃棄物系バイオマスの有効利用の促進
  - (3)廃棄物利用の再生製品化・流通促進
  - (4)技術・研究開発の促進
- 3 廃棄物の適正処理の推進
  - (1)排出事業者責任の徹底
  - (2)優良処理業者の育成
  - (3)産業廃棄物処理施設周辺の環境保全
  - (4)有害廃棄物の適正処理の推進
  - (5)ごみ処理施設の安定的確保
  - (6)し尿等の処理対策の推進
- 4 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
  - (1)県民総監視ネットワークの推進
  - (2)悪質事業者対策の強化
  - (3)使用済家電等の不適正処理対策の推進
  - (4)県民参加型の環境美化活動の促進
  - (5)不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進
- 5 災害廃棄物処理対策の推進
  - (1)災害廃棄物処理の相互支援体制の整備
  - (2)県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練
  - (3)市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進
- 6 県・市町村の連携・協働(奈良モデル)による施策推進
  - (1)一般廃棄物処理の広域化
  - (2)災害廃棄物処理対策の推進
  - (3)廃棄物の減量化・再生利用の推進
  - (4)不法投棄・使用済家電等対策の強化

## V 安全な生活環境の確保

- 1 大気環境の保全対策
  - (1)大気汚染物質対策
  - (2)光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)対策
  - (3)酸性雨対策
- 2 生活環境の保全対策
  - (1)化学物質対策
  - (2)騒音・振動・悪臭対策
  - (3)放射線モニタリングの実施
- 3 環境保全の基盤的スキームの推進
  - (1)環境影響評価制度の推進
  - (2)環境に関する調査研究の推進

## VI 生物多様性の保全

- 1 生物多様性の保全と再生
  - (1)重要地域の保全
  - (2)野生動物植物の保護と管理
  - (3)地域特性に応じた生物多様性の保全
  - (4)水循環の再生
  - (5)地球温暖化への対応
- 2 生態系サービスの持続可能な利用
  - (1)農林水産業における取り組み
  - (2)公共事業・地域開発・企業活動における生物多様性への配慮
- 3 生物多様性を活用した地域の活性化
  - (1)希少野生動物植物等の調査・保全活動を通じた地域の活性化
  - (2)生物多様性を活用した見所づくり
  - (3)エコ・グリーンツーリズムの推進
- 4 生物多様性を支える基盤づくり
  - (1)県民意識の醸成
  - (2)生物多様性の恵みにもふれる機会の拡大
  - (3)多様な主体による連携・協働の促進
  - (4)生物多様性を支える拠点機能の形成

## VII 人・文化・地域・地域への推進

- 1 環境を学ぶ機会づくり
  - (1)環境教育・環境学習の推進
  - (2)啓発イベントの実施
- 2 環境への取り組みを通じた「地域づくり」の推進
  - (1)「きれいに暮らす奈良県スタイル」実践団体ネットワークの形成
  - (2)景観・環境の魅力化による新たな観光の創出
  - (3)優れた歴史文化遺産を活用した景観・環境づくりの推進
  - (4)自然とのふれあいを通じた地域の活性化
  - (5)関係団体等の自主的・主体的な活動の促進